

2026 年度 瀬戸内市地域団体等自立活動支援コーディネーター業務委託
<(ア) 地域団体の会計・運営事務に関する支援>
仕様書

1. 業務名称

2026 年度 瀬戸内市地域団体等自立活動支援コーディネーター業務委託
<(ア) 地域団体の会計・運営事務に関する支援>

2. 業務目的

瀬戸内市では、多くの地域団体等が活動し、地域課題の解決等の取り組みが進められている。しかしながら、確固たる基盤を持たない団体も多く、今後、行政と地域団体との役割分担の明確化が求められる中、これらの団体の自立的活動を図ることが重要になっている。

そこで本業務では、団体の基本的な運営に関して、助言、指導、マッチング等を行い、地域の自立的活動に向けた支援をする人材を「瀬戸内市地域団体等自立活動支援コーディネーター」として配置する。

3. 業務内容

- (1) 団体運営相談会にて、現状の課題と解決に向けた助言等を実施。
- (2) 団体の自立的活動を目指し、会計事務などの幅広い業務支援を実施。
- (3) 団体運営に関する区との情報交換を実施。
- (4) 業務報告
 - ・契約締結日より 20 日以内に 1 年分の活動の予定書を提出すること。
 - ・2 カ月に 1 回、業務進捗について瀬戸内市地域協働課職員と対面で打合せすること。
 - ・委託期間終了後 7 日以内に、委託期間の活動状況を整理した活動報告書を提出すること。

※詳細については瀬戸内市地域協働課職員と相談しながら決定

4. 委託業務の履行場所

瀬戸内市役所、瀬戸内市内各施設等

5. 契約期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

6. 支払方法

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

※ただし、業務遂行上、必要であると委託者が認める場合は、前金払とすることもできる。前金払の場合は、契約締結後、契約額の3割を上限に受託者の請求に基づき速やかに前金払い、委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき残余額を支払う。

7. 特記事項

- (1) 瀬戸内市地域協働課から提供する資料等については、情報漏洩を防止するための適切な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたって知り得た情報を、瀬戸内市地域協働課の書面による承諾を得ることなくその目的外に使用し、または第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。本業務を完了した後も、また同様とする。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。
なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」は神戸市ホームページを参照すること。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- (4) 本業務を通じて得た地域情報等は瀬戸内市地域協働課へ共有すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。